

小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護 重要事項説明書

(令和7年4月1日改正)

1 指定小規模多機能型居宅介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人曾於市社会福祉協議会
代表者氏名	会長 山本 ひとみ
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	〒899-4101 鹿児島県曾於市財部町南俣 504 番地 1
法人設立年月日	平成17年7月1日

2 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	小規模多機能ホームより愛さかもと
介護保険指定 事業所番号	鹿児島県 第4691600011号
事業所所在地	〒899-8103 鹿児島県曾於市大隅町中之内 4035 番地 11

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	住み慣れた地域で生活するために、介護保険法に従い利用者が自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を目的として、通い、訪問、宿泊サービスを柔軟に組み合わせてサービスを提供します。
運営の方針	<p>利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通い、訪問、宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援します。</p> <p>新型コロナウイルス等の感染症発生及びまん延等の予防を徹底し、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築します。</p> <p>利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、必要な体制の整備を図るとともに、従業者に対し研修を実施する等の取り組みを行います。</p> <p>業務継続に向けた取組の強化について、事業所は感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できるように業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）等の必要な措置を講じます。</p>

(3) 事業所の職員体制

管理者	出水 勝吾
-----	-------

職	職務内容	人員数
管理者	1 事業所の従業者・業務の管理を一元的に行います。 2 法令等において規定されている（介護予防）小規模多機能型居宅介護の実施に関し、従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行います。 3 管理者が兼務できる事業所の範囲について、管理者がその責務を果たせる場合には、同一敷地外における他の事業所、施設等も兼務可能とします。	常勤 1名 (兼務)
介護支援専門員	1 適切なサービスが提供されるよう居宅サービス計画と小規模多機能型居宅介護計画を作成します。 2 連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡・調整を行います。	常勤 1名 (兼務)
看護職員	1 利用者の健康チェック等の医務業務及び日常生活介護を行います。 2 常時、医療機関との連携を図り、緊急時の対応に備えます	看護職員 1名以上
介護職員	1 利用者に対し必要な介護及び世話、支援を行います。	介護職員 4名以上
訪問介護員	1 利用者宅を訪問して、日常生活の介護を行います 2 在宅生活における相談に応じます。	訪問介護員 1名以上
宿直者	1 夜間の電話収受、定期巡回、非常時の対応を行います。	

(4) 営業日、営業時間及び実施地域

営業日	8時30分から17時30分 年中無休
①通いサービス提供時間	午前9時～午後5時
②宿泊サービス提供時間	午後5時～翌朝9時
③訪問サービス提供時間	24時間対応
通常の事業の実施地域	曾於市内

(5) 登録定員及び利用定員

登録定員	22名（要支援者2名を含む）
通いサービス定員	12名
宿泊サービス定員	4名

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サービスの内容
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護計画の作成		<p>サービスの提供開始時に、利用者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせ、他の(介護予防)小規模多機能型居宅介護従業者との協議の上、援助目標、当該目的を達成するための具体的なサービス内容を記載した(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画を作成します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 利用者に応じて作成した介護計画について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し同意を得ます。 2 計画を作成した際には、当該(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付します。 3 作成に当たっては、利用者の状態に応じた多様なサービスの提供に努め、さらに作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行います。
相談・援助等		<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者・家族の相談に適切に応じ、支援を行います。
通いサービス及び宿泊サービスに関する内容	介護サービス	<ol style="list-style-type: none"> 1 移動・移乗介助 介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへの移乗の介助を行います。 2 排せつの介助 介助が必要な利用者に対して、トイレ誘導、おむつ交換を行います。 3 見守り等 利用者の安否確認等を行います。
	健康のチェック	<ol style="list-style-type: none"> 1 血圧測定・体温測定・利用者の健康状態の把握に努めます。
	機能訓練	<ol style="list-style-type: none"> 1 日常生活動作を通じた訓練 利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。 2 レクリエーションを通じた訓練 利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
	入浴サービス	<ol style="list-style-type: none"> 1 入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、入浴(全身浴・部分浴)の介助や清拭(身体を拭く)、洗髪などを行います。 2 通所困難な利用者に対して、小規模多機能型居宅介護事業者の負担により、訪問入浴介護等のサービスを提供することも可能です。
	食事サービス	<ol style="list-style-type: none"> 1 食事の提供及び、食事の介助を行います。 2 身体状況・嗜好・栄養バランスに配慮して作成した献立表に基づいて提供します。

	送迎サービス	1 事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。 ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。
訪問サービスに関する内容	身体介護	1 排せつ介助 排せつの介助・おむつの交換を行います。 2 食事介助 食事の介助を行います。 3 清拭等 入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。また、日常的な行為としての身体整容を行います。 4 体位変換 床ずれ予防のため、体位変換を行います。
	生活介助	1 買い物 利用者の日常生活に必要な物品の買い物をを行います。 2 調理 利用者の食事の介助を行います。 3 住居の掃除 利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。 4 洗濯 利用者の衣類等の洗濯を行います。
	その他	1 利用者の安否確認等を行います。

(2) (介護予防) 小規模多機能型居宅介護従業者の禁止行為

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為（ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。）
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者の同居家族に対する訪問サービスの提供
- ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えた訪問サービス提供（大掃除、庭掃除など）
- ⑥ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑧ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 介護保険給付サービス利用料金

① 小規模多機能型居宅介護

ア) 通常の小規模多機能型居宅介護費 (月定額)

	介護度	基本単位	利用料	利用者負担額 (1月につき)		
				1割負担	2割負担	3割負担
同一建物以外	要介護1	10,458 単位	104,580 円	10,458 円	20,916 円	31,374 円
	要介護2	15,370 単位	153,700 円	15,370 円	30,740 円	46,110 円
	要介護3	22,359 単位	223,590 円	22,359 円	44,718 円	67,077 円
	要介護4	24,677 単位	246,770 円	24,677 円	49,354 円	74,031 円
	要介護5	27,209 単位	272,090 円	27,209 円	54,418 円	81,627 円

イ) 登録期間が1月に満たない場合は、以下のとおり日割の単価となります。(日額)

	介護度	基本単位	利用料	利用者負担額 (1日につき)		
				1割負担	2割負担	3割負担
同一建物以外 (日割)	要介護1	344 単位	3,440 円	344 円	688 円	1,032 円
	要介護2	506 単位	5,060 円	506 円	1,012 円	1,518 円
	要介護3	735 単位	7,350 円	735 円	1,470 円	2,205 円
	要介護4	812 単位	8,120 円	812 円	1,624 円	2,436 円
	要介護5	895 単位	8,950 円	895 円	1,790 円	2,685 円

ウ) 短期入所生活介護の利用の場合、以下の単価となります。(日額)

	介護度	基本単位	利用料	利用者負担額 (1日につき)		
				1割負担	2割負担	3割負担
短期利用	要介護1	572 単位	5,720 円	572 円	1,144 円	1,716 円
	要介護2	640 単位	6,400 円	640 円	1,280 円	1,920 円
	要介護3	709 単位	7,090 円	709 円	1,418 円	2,127 円
	要介護4	777 単位	7,770 円	777 円	1,554 円	2,331 円
	要介護5	843 単位	8,430 円	843 円	1,686 円	2,529 円

※短期入所生活介護については、事業所の登録定員に空きがあり、緊急やむを得ない場合などにおいて、登録者以外の方が7日以内(事情がある場合は14日以内)の短期入所生活介護を利用した場合に算定されます。

② 介護予防小規模多機能型居宅介護

ア) 通常の介護予防小規模多機能型居宅介護費 (月定額)

	介護度	基本単位	利用料	利用者負担額 (1月につき)		
				1割負担	2割負担	3割負担
同一建物以外	要支援1	3,450 単位	34,500 円	3,450 円	6,900 円	10,350 円
	要支援2	6,972 単位	69,720 円	6,972 円	13,944 円	20,916 円

イ) 登録期間が1月に満たない場合は、以下のとおり日割の単価となります。(日額)

	介護度	基本単位	利用料	利用者負担額(1日につき)		
				1割負担	2割負担	3割負担
同一建物以外	要支援1	113単位	1,130円	113円	226円	339円
	要支援2	229単位	2,290円	229円	458円	687円

ウ) 短期入所生活介護の利用の場合、以下の単価となります。(日額)

	介護度	基本単価	利用料	利用者負担額(1日につき)		
				1割負担	2割負担	3割負担
短期利用	要支援1	424単位	4,240円	424円	848円	1,272円
	要支援2	531単位	5,310円	531円	1,062円	1,593円

- ※ 要介護度別に応じて定められた金額から介護保険給付額を除いた金額が利用者負担額になります。
- ※ 利用者負担割合については、介護保険負担割合証等に記載された負担割合となります。
ただし介護保険料を滞納されると、4割負担になる場合があります。介護保険の支給限度額を超えてサービス利用される場合は、超えた額の全額負担となります。
- ※ 介護保険の自己負担が2割となる一定以上所得者については、基本的に第1号被保険者である高齢者本人の合計所得160万円以上(年金収入に換算すると280万円以上相当)の所得を有する方のみ利用者負担を引き上げられます。
- ※ 介護保険の自己負担が3割となる一定以上所得者については、基本的に第1号被保険者である高齢者本人の合計所得220万円以上(年金収入に換算すると344万円以上相当)の所得を有する方のみ利用者負担を引き上げられます。
- ※ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。
- ※ 月途中から登録した場合、又は月途中で登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。
- ※ 登録日とは利用者と事業者が契約を締結した日ではなくサービスを実際に利用開始した日です。
- ※ 登録終了日とは利用者と事業者の利用契約を終了した日です。
- ※ 登録者が指定(介護予防)短期入所生活介護、指定(介護予防)短期入所療養介護、指定(介護予防)特定施設入居者生活介護又は指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは指定複合型サービスを受けている間、若しくは他の事業所において指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護を受けている間は、(介護予防)小規模多機能型居宅介護費は算定しません。

(4) 加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

① 小規模多機能型居宅介護

加算	基本単位	利用料	利用者負担額			
			1割負担	2割負担	3割負担	
初期加算 (1日につき)	30	300円	30円	60円	90円	
認知症加算	(Ⅰ)	920	9,200円	920円	1,840円	2,760円
	(Ⅱ)	890	8,900円	890円	1,780円	2,670円
	(Ⅲ)	760	7,600円	760円	1,520円	2,280円
	(Ⅳ)	460	4,600円	460円	920円	1,380円
若年性認知症利用者 受入加算	800	8,000円	800円	1,600円	2,400円	
認知症行動・心理症状 緊急対応加算 (短期入所)	200	2,000円	200円	400円	600円	
看護職員配置加算	(Ⅰ)	900	9,000円	900円	1,800円	2,700円
	(Ⅱ)	700	7,000円	700円	1,400円	2,100円
	(Ⅲ)	480	4,800円	480円	960円	1,440円
訪問体制強化加算	1,000	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円	
総合マネジメント 加算	(Ⅰ)	1200	12,000円	1,200円	2,400円	3,600円
	(Ⅱ)	800	8,000円	800円	1,600円	2,400円
サービス提供 体制強化加算 (小多機)	(Ⅰ)	750	7,500円	750円	1,500円	2,250円
	(Ⅱ)	640	6,400円	640円	1,280円	1,920円
	(Ⅲ)	350	3,500円	350円	700円	1,050円
サービス提供 体制強化加算 (短期入所)	(Ⅰ)	25	250円	250円	500円	750円
	(Ⅱ)	21	210円	210円	420円	630円
	(Ⅲ)	12	120円	12円	24円	36円
中山間地域等における 小規模事業所加算			所定単位数の10.0% (100/1000)			
介護職員処遇 改善加算	(Ⅰ)		所定単位数の10.2% (102/1000)			
	(Ⅱ)		所定単位数の7.4% (74/1000)			
	(Ⅲ)		所定単位数の4.1% (41/1000)			
介護職員特定 処遇改善加算	(Ⅰ)		所定単位数の1.5% (15/1000)			
	(Ⅱ)		所定単位数の1.2% (12/1000)			
介護職員等ベースアップ等 支援加算			所定単位数の1.7% (17/1000)			
減算			減額			
高齢者虐待防止措置 未実施減算			所定単位数の1/100 (1%)			
身体拘束廃止未実施減算			所定単位数の1/100 (1%)			

要介護度による区分なし

業務継続計画未実施減算	所定単位数の 1/100 (1%)
-------------	-------------------

② 介護予防小規模多機能型居宅介護

	加算	基本単位	利用料	利用者負担額			
				1割負担	2割負担	3割負担	
要 支 援 度 に よ る 区 分 な し	初期加算	30	300 円	30 円	60 円	90 円	
	総合マネジメント 加算	(I)	1,200	12,000 円	1,200 円	2,400 円	3,600 円
		(II)	800	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
	認知症行動・心理症状 緊急対応加算 (短期入所)	200	2,000 円	200 円	400 円	600 円	
	サービス提供 体制強化加算 (予防小多機)	(I)	750	7,500 円	750 円	1,500 円	2,250 円
		(II)	640	6,400 円	640 円	1,280 円	1,920 円
		(III)	350	3,500 円	350 円	700 円	1,050 円
	サービス提供 体制強化加算 (短期入所)	(I)	25	250 円	250 円	500 円	750 円
		(II)	21	210 円	210 円	420 円	630 円
		(III)	12	120 円	12 円	24 円	36 円
	中山間地域等における 小規模事業所加算	所定単位数の 10.0% (100/1000)					
	介護職員処遇 改善加算	(I)	所定単位数の 10.2% (102/1000)				
		(II)	所定単位数の 7.4% (74/1000)				
		(III)	所定単位数の 4.1% (41/1000)				
	介護職員特定処遇 改善加算	(I)	所定単位数の 1.5% (15/1000)				
(II)		所定単位数の 1.2% (12/1000)					
介護職員等ベースアップ等 支援加算	所定単位数の 1.7% (17/1000)						
減算		減額					
高齢者虐待防止措置 未実施減算		所定単位数の 1/100 (1%)					
身体拘束廃止未実施減算		所定単位数の 1/100 (1%)					
業務継続計画未実施減算		所定単位数の 1/100 (1%)					

- ① 初期加算 : 利用を開始した日から 30 日間に係る 1 日当たりの加算料金です。
30 日を越える入院をされた後に再び利用を開始した場合も算定されます。
- ② 認知症加算 (I) : 下記の要件を満たしている場合に算定する 1 月当たりの加算料金です。
- a) 認知症介護実践リーダー研修等修了者を、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上のものが 20 人未満の場合は 1 以上、20 人以上の場合は 1 に、当該対象者の数が 19 を超えて 10 又は端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上配置していること
- b) 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施していること

- c) 当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催していること
 - d) 認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施していること
 - e) 介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施又は実施を予定していること
- ③ 認知症加算（Ⅱ）：下記の要件を満たしている場合に算定する1月当たりの加算料金です。
- a) 認知症介護実践リーダー研修等修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上のものが20人未満の場合は1以上、20人以上の場合は1に、当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置していること
 - b) 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施していること
 - c) 当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催していること
- ④ 認知症加算（Ⅲ）：認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して小規模多機能型居宅介護を行った場合に算定する1月当たりの加算料金です。
- ⑤ 認知症加算（Ⅳ）：要介護状態区分が要介護2である者であって、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱに該当する者に対して、小規模多機能型居宅介護を行った場合に算定する1月当たりの加算料金です。
- ⑥ 若年性認知症受入加算：受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めている場合の1月あたりの加算料金です。
- ⑦ 認知症行動・心理症状緊急対応加算：医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定小規模多機能型居宅介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として算定する1日当たりの加算料金です。
- ⑧ 看護職員配置加算（Ⅰ）：専従の看護師を1名以上配置している場合の1月当たりの加算料金です。
- ⑨ 看護職員配置加算（Ⅱ）：専従の准看護師を1名以上配置している場合の1月当たりの加算料金です。
- ⑩ 看護職員配置加算（Ⅲ）：看護職員を常勤換算方法で1名以上配置している場合の1月当たりの加算料金です。
- ⑪ 訪問体制強化加算：登録者の居宅における生活を継続するために、サービスの提供体制を強化した場合に算定する1月当たりの加算料金です。
- ⑫ 総合マネジメント加算（Ⅰ）：次の要件（e、f、gにおいては事業所の特性に応じて1つ以上実施）に適合する場合に算定する1月当たりの加算料金です。
- a) 個別サービス計画（個別援助計画）について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員（計画作成責任者）や看護職員等の多職種協働により随時適切に見直しを行っていること
 - b) 利用者の地域における多様な活動が確保されるように日常的に地域住民等との交流を図り利用者の状態に応じて地域の行事や活動等に積極的に参加していること
 - c) 日常的に利用者に関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保していること
 - d) 必要に応じて多様な主体が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画（小規模多機能型居宅介護計画書）を作成していること
 - e) 地域住民等との連携により地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っていること

- f) 障がい福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、地域において世代間の交流の場の拠点となっていること
- g) 地域住民等、他事業所等と共同で事例検討会、研修会等を実施していること
- h) 市町村が実施する通いの場や在宅医療・介護連携推進事業等の地域支援事業等に参加していること
- ⑬ 総合マネジメント加算（Ⅱ）：上記 a、b に適合する場合に算定する 1 月当たりの加算料金です。
- ⑭ サービス提供体制強化加算：小規模多機能型居宅介護費を算定している場合で、当該加算の体制・人材要件を満たす場合の 1 月当たりの加算料金です。
- ⑮ サービス提供体制強化加算（短期）：短期利用居宅介護費を算定している場合で、当該加算の体制・人材要件を満たす場合の 1 日当たりの加算料金です。
- ⑯ 中山間地域等における小規模事業所加算：別に厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所が、サービス提供を行った場合において、所定単位数に当該加算割合をそのまま掛けて計算した 1 月あたりの加算料金となります。当該加算は、区分支給限度額の算定対象から除かれます。
- ⑰ 介護職員処遇改善加算：当該加算の算定要件を満たす場合の 1 月当たりの加算料金です。加算Ⅰ～Ⅲいずれかを算定します。当該加算は、区分支給限度額の算定対象から除かれます。
- 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位数に 10.2%
- キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、キャリアパス要件Ⅲ、職場環境等要件のすべてをみたした場合において、所定単位数に処遇改善加算割合をそのまま掛けて計算した額となります。
- 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位数に 7.4%
- キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、及び職場環境等要件のすべてを満たした場合において、所定単位数に処遇改善加算割合をそのまま掛けて計算した額となります。
- 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 所定単位数に 4.1%
- キャリアパス要件Ⅰ又はキャリアパス要件Ⅱのどちらかを満たすことに加えて、職場環境等要件のいずれかを満たした場合において、所定単位数に処遇改善加算割合をそのまま掛けた額となります。
- ⑱ 介護職員特定処遇改善加算
- 特定処遇改善加算は、技能・経験のある介護職員の処遇改善を目的に、介護報酬をさらに加算して支給する制度です。「勤続年数 10 年以上の介護福祉士」を主として処遇改善を行うこととなり、上記⑰の介護職員処遇改善加算に上乘せする形で、特定処遇改善加算が加算されます。
- 特定処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位数に 1.5%加算
- 次の a) から d) のすべての要件を満たしていること。
- a) 特定事業所加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を取得していること。
- b) 処遇改善加算の、加算（Ⅰ）から（Ⅲ）のいずれかを取得していること。
- c) 処遇改善加算の職場環境等要件の中で、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の各区分について、1 つ以上の取り組みを行っていること。
- d) 処遇改善の取り組みについて、厚生労働省の「介護サービス情報公表システム」やホームページへの掲載を通じて、「見える化」を行っていること。
- 特定処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位数に 1.2%加算
- 上記の 1) のうち、a) を除く、b)、c)、d) の要件をすべて満たしていること。
- ⑲ 介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位数に 1.7%加算
- 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和 3 年 11 月 19 日閣議決定）を踏まえ、

介護職員の収入を引き上げるための措置を講じるために創設された加算です。上記⑩の介護職員処遇改善加算及び⑪の特定処遇改善加算に上乘せする形で、以下の要件に適合する場合に加算されます。

- a) 処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかを取得している事業所（現行の処遇改善加算の対象サービス事業所）
- b) 賃上げ効果を継続できるように、加算額の2/3は介護職員等のベースアップ等（「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」の引上げ）に使用すること

⑳ 高齢者虐待防止措置未実施減算：虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合に減算されます。

㉑ 身体拘束廃止未実施減算：身体拘束の発生又はその再発を防止するため措置が講じられていない場合に減算されます。

㉒ 業務継続計画未実施減算：感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）が策定されておらず、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない場合に減算されます。

㉓ 利用料について、法定代理受領を行わない場合

利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合、上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費の支給（利用者負担額を除く）申請を行ってください。

(5) その他の費用について

以下の金額は利用料の全額が利用者の負担になります。

① 送迎費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、送迎に要する費用の実費を請求いたします。 ・事業所から片道 10km 未満 300 円加算 ・事業所から片道 10km 以上 500 円加算
② 交通費	通常の事業の実施地域を越えて行う訪問サービスを提供する場合に要する交通費は、その実費を請求します。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とします。 ・事業所から片道 10km 未満 300 円加算 ・事業所から片道 15 km 以上 500 円加算
③ 食事の提供に要する費用	朝食 270 円/回 昼食 420 円/回 夕食 420 円/回
④ 宿泊に要する費用	2,000 円/泊
⑤ おむつ代	実費
⑥ その他	日常生活において通常必要となるものに係る費用で利用者が負担することが適用と認められるもの。 ・利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なもの ・利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なもの

4 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払方法について

① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	<p>a) 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>b) 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 15 日までに利用者あてにお届け（郵送）します。</p>
② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	<p>a) サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <p>(イ) 事業者指定口座への振り込み</p> <p>(ロ) 利用者指定口座からの自動振替</p> <p>(ハ) 現金支払い</p> <p>b) 支払いの確認をされましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。）</p>

5 サービスの提供にあたって

- ① サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- ② 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行います。
- ③ サービス提供は「(介護予防) 小規模多機能型居宅介護計画」に基づいて行います。なお、「(介護予防) 小規模多機能型居宅介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更します。
- ④ (介護予防) 小規模多機能型居宅介護に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。
- ⑤ サービスの提供にあたり、利用者の特徴等を把握することと緊急時等に迅速に対応するために、顔写真を撮影し保管管理させていただきます。この写真については、原則、事業所のみで共有するものとします。ただし、体調急変などの緊急時や所在確認が必要な時（不明時）など、生命に危険性があると判断した場合は、事前にご家族等の同意を得たうえで、関係機関等に情報提供させていただく場合がありますので、ご了承ください。

6 衛生管理等

- ① 衛生管理について
利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに衛生上必要な措置を講じます。
- ② 感染症対策マニュアル
ノロウイルス・インフルエンザ等の感染症予防マニュアルを整備し、従業者に周知徹底します。また、従業者への衛生管理に関する研修を年 1 回行っています。
- ③ 他機関との連携について
事業所において食中毒及び感染症が発生し又は蔓延しないように必要な措置を講じます。また、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

7 緊急時の対応方法について

指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じます。

<p>【協力医療機関】 (協力医療機関一覧)</p>	<p>医療機関名 昭南病院 所在地 曾於市大隅町下窪町1番地 電話番号 099-482-0622 ファックス番号 099-482-5357 受付時間 8:30~17:00 診療科 内科・外科・消化器内科・その他</p>
<p>【主治医】</p>	<p>医療機関名 主治医氏名 電話番号</p>
<p>【家族等緊急連絡先】</p>	<p>氏名 続柄 住所 電話番号 携帯電話 勤務先</p>

8 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

事故の状況及び事故に際して採った処置・経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。

また、利用者に対する指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供又は送迎により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

<p>曾於市役所 福祉介護課 介護保険担当係</p>	<p>所在地 〒899-8605 鹿児島県曾於市末吉町二之方1980番地 電話番号 0986-76-8807 受付時間 平日8:30~17:15</p>
<p>国民健康保険団体連合会 介護保険課介護相談室</p>	<p>所在地 〒890-0064 鹿児島市鴨池新町6-6 電話番号 099-213-5122</p>
<p>福祉サービス運営適正化委員会</p>	<p>所在地 〒890-0064 鹿児島市鴨池新町1-7 電話番号 099-286-2200 受付時間 月~金 午前9時~午後4時 (但し土日祝、年末年始を除く)</p>

事業所は、下記の損害賠償保険及び自動車保険（自賠責保険・任意保険）に加入しています。

損害賠償 責任保険	保険会社名	あいおいニッセイ同和損保
	保 険 名	介護保険・社会福祉事業総合保険
	補償の概要	身体賠償 財産賠償 他
自動車保険	保険会社名	あいおいニッセイ同和損保
	保 険 名	
	補償の概要	

9 非常災害対策

- ① 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
災害対策に関する担当者（防火管理者）：地域福祉課長 若松 旭
- ② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- ③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
避難訓練実施時期：（毎年2回 8月・2月）

10 サービス提供に関する相談、苦情について

- (1) 苦情処理の体制及び手順
 - a) 提供した指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【苦情申立の窓口】のとおり）
 - b) 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
- ① 相談及び苦情の対応
相談又は電話があった場合、原則として事業管理者が対応する。
事業管理者が対応できない場合、他の職員が対応し、その旨を管理者に直ちに報告する。
- ② 確認事項
相談又は電話については、次の事項について確認する。
⇒相談又は苦情のあった利用者の氏名、提供したサービスの種類、提供した年月日及び時間、担当した職員の氏名（利用者が分かる場合）、具体的な苦情・相談の内容、その他
- ③ 相談及び苦情処理期限の説明
相談及び苦情の相手方に対し、対応した職員の氏名を名乗るとともに相談・苦情を受けた内容について、回答する期限を併せて説明する。
- ④ 相談及び苦情処理
次の手順により、相談及び苦情について処理する。
 - a) 事業者内において、管理者を中心として相談・苦情処理のための会議を開催する。
 - b) サービスを提供した者からの概況説明
 - c) 問題点の整理、洗い出し及び今後の改善策についてのディスカッションを行う。
 - d) 文書により回答を作成し、管理者が事情説明を利用者に対して直接行ったうえで、文書を渡す。
 - e) 苦情処理の場合、その概要についてまとめたうえで利用者を担当する介護支援専門員に報告する。
 - f) 事業所マニュアルにおいて改善点を明記し、再発の防止を図る。

(2) 苦情申立の窓口

事業所窓口 より愛さかもと	所在地 〒899-8103 曾於市大隅町中之内 4035 番地 11 電話 099-481-3666 F A X 099-481-3677 受付時間 平日 8:30分～17:30分 受付担当者 管理者 出水 勝吾
法人窓口 社会福祉法人 曾於市社会福祉協議会 本所	所在地 〒899-4101 曾於市財部町南俣 5 0 4 番地 1 電話 0986-72-0460 F A X 0986-72-0425 受付時間 平日 8:30分～17:15 受付担当者 総務課長 藤田 晃二
曾於市役所 福祉介護課 介護保険係	所在地 〒899-8605 曾於市末吉町二之方 1980 番地 電話番号 0986-76-8807 受付時間 平日 8:30～17:15
国民健康保険団体連合会 介護保険課介護相談室	所在地 〒890-0064 鹿児島市鴨池新町 6 - 6 電話番号 099-213-5122 受付時間 平日 8:30～17:15
福祉サービス運営適正化委員会	所在地 〒890-0064 鹿児島市鴨池新町 1 - 7 電話番号 099-286-2200 受付時間 月～金 午前 9 時～午後 4 時 (但し土日祝、年末年始を除く)

11 情報公開について

事業所において実施する事業の内容については、事業所内に文書により掲示します。

12 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
(2) 個人情報の保護について	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。</p> <p>② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管</p>

	<p>理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとし、</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとし、(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者負担となります。)</p>
--	---

13 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	地域福祉課長
-------------	--------

- (2) 高齢者虐待防止に関する指針（マニュアル）を策定しています。
- (3) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- (4) 成年後見制度の利用を支援します。
- (5) 苦情解決体制を整備しています。
- (6) 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的実施しています。それらの研修等を通じて、従業員の人権意識の向上や、知識・技術の向上に努めます。
- (7) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (8) 従業員が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業員が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- (9)

14 身体拘束について

- (1) 事業者は、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図ります。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針（マニュアル）を策定します。
- (3) 従業員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。
- (4) 事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者やその家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間等を説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存します。

事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- ① 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限り、
- ② 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限り、
- ③ 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

15 地域との連携について

- ① 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。
- ② 指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、（介護予防）小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、この項において「運営推進会議」と言います。）を設置し、概ね2月に1回以上運営推進会議を開催します。
- ③ 運営推進会議に対し、通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けます。また、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表します。

16 サービス提供の記録

- ① 指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

17 法人の概要と事業

(1) 当会（法人）の概要

法人名	社会福祉法人 曾於市社会福祉協議会
代表者	会長 山本 ひとみ
所在地	鹿児島県曾於市財部町南俣504番地1
電話番号	0986-72-0460

(2) 定款に定めた目的

この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、曾於市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(3) 定款に定めた事業

この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- ② 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ③ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- ④ ①から③のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- ⑤ 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- ⑥ 共同募金事業への協力
- ⑦ 居宅介護等事業の経営
- ⑧ 老人デイサービス事業の経営
- ⑨ 地域福祉相談センター事業
- ⑩ 生活福祉資金貸付事業
- ⑪ 福祉サービス利用支援事業
- ⑫ 心配ごと相談事業
- ⑬ 訪問給食サービス事業
- ⑭ 訪問入浴サービス事業の経営
- ⑮ 居宅介護支援事業の経営
- ⑯ 障がい福祉サービス事業の経営
- ⑰ 小規模多機能型居宅介護事業の経営
- ⑱ ボランティア活動の振興

- ⑰ 財部保健福祉センターの経営
- ⑱ デイサービスセンターの経営
- ㉑ 小口福祉資金貸付事業
- ㉒ 成年後見制度に関する事業
- ㉓ 曾於市地域包括支援センターの受託経営
- ㉔ 曾於市生活相談支援センターの受託経営
- ㉕ その他この法人の目的達成のために必要な事業

指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

小規模多機能型居宅介護事業所 より愛さかもと

説明者 職名 _____ 氏名 _____

私は、本書面に基づいて上記内容の説明を受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者

〒

住 所 _____

氏 名 _____

※代筆 上記署名は、 _____ (続柄 _____) が代行しました。

代理人

〒

住 所 _____

氏 名 _____ (続柄 _____)

ご家族

〒

住 所 _____

氏 名 _____ (続柄 _____)

福祉サービスの相談・苦情受付窓口

福祉サービス（介護サービスを含む）について相談・苦情がありましたらお気軽にご相談ください

福祉サービス相談・苦情 受付担当者	総務課 藤田晃二
福祉サービス相談・苦情 解決責任者	事務局長 和田 幸次郎
電話	0986-72-0460
FAX	0986-72-0425

※私達は、福祉サービス向上のために、適切な解決に努めます。

第三者委員の設置について

上記の他、中立的立場で解決する第三者委員に相談することもできます。

第三者委員		
委員	柳田 敏美 氏	0986-72-2968
委員	上原 紀子 氏	0986-76-3105
委員	富岡 親志 氏	099-482-5970